長野県消費生活審議会公募委員 募集要項

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課

1 趣 旨

長野県消費生活審議会は、消費生活に関する重要事項について調査審議を行うため、長野県消費 生活条例に基づき設置する組織です。この審議会で県民の皆様に消費者の立場からご意見を幅広くお 聞きし、消費者行政に反映させるため、「長野県消費生活審議会」の委員を募集します。

2 募集人員 2名以内

3 応募できる人

次の全ての条件を満たす方とします。

- (1) 県内に居住する方で、令和4年4月1日現在で満18歳以上の方
- (2) 長野県の消費生活について関心を持ち、今後の長野県の消費者行政の方向や施策について消費者の立場から意見を述べることができる方
- (3) 年数回程度開催される審議会に出席できる方(会議は原則として平日の昼間に長野市内で開催)
- **4 任 期** 2年間(令和4年4月1日から令和6年3月31日までを予定)

5 応募方法

- (1) 応募申込書に必要事項を記入し、「長野県の消費者施策に関する私の提案」をテーマとする小論文 (800字程度)を添えて提出してください。
- (2) 提出は郵送、持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法とします。
- (3) 提出していただいた書類は返却しません。
- 6 応募期限 令和4年3月9日(水)必着

7 選考方法

- (1) 書類選考及び面接により決定します。面接は、書類選考で選ばれた方を対象に行います。
- (2) 書類選考の結果は、3月14日(予定)までに応募者に通知します。

8 応募先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課 企画指導係

電話:026-235-7151 ファクシミリ:026-235-7374 電子メール:kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

9 その他

- (1) 審議会は原則として公開で行いますので、委員としての意見は公表されます。
- (2) 委員には、長野県の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。
- (3) 応募書類等の個人情報は選考目的のみに使用します。